

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年6月27日（平成28年（行個）諮問第109号）

答申日：平成29年12月11日（平成29年度（行個）答申第152号）

事件名：本人が支給決定を受けた障害等級認定に係る決定理由が分かる調査結果復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が平成28年特定月日付けで特定労働基準監督署から支給決定を受けた障害等級認定に係る，決定理由がわかる調査結果復命書文書一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については，別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，東京労働局長（以下「処分庁」という。）が，平成28年3月7日付け東労発総個開第27-794号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

処分に対して黒塗りのところを開示していただきたい。民事労働災害賠償請求訴訟のため。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は，平成28年2月9日付けで，処分庁に対して，法12条1項の規定に基づき，「平成28年特定月日付けで特定労働基準監督署から支給決定を受けた障害等級認定に係る，決定理由がわかる調査結果復命書文書一式」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して，処分庁が平成28年3月7日付け東労発総個開第27-794号により部分開示決定（原処分）を行ったところ，審査請求人がこれを不服として，平成28年3月29日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し，原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で，別表中「4原処分において不開示とされている部分」

欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、平成28年特定月日付けで特定労働基準監督署から支給決定を受けた障害等級認定に係る、決定期間がわかる調査結果復命書文書一式である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2の①、4、9の①、10の①及び13の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、印影など請求者以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1、2の②、9の②及び10の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取をした内容等である。当該聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号4、12及び13の不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1、2の②、9の②及び10の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外

の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「4 原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年6月27日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月14日 審議
- ④ 平成29年11月9日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年12月7日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が平成28年特定月日付けで特定労働基準監督署から支給決定を受けた障害等級認定に係る、決定理由がわかる調査結果復命書文書一式」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書番号1ないし文書番号14に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全てを開示すべきとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、原処分を

維持することが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の6欄に掲げる部分について

ア 通番3について

当該部分は、審査請求人の障害の状態等についての医師の意見書の記載の一部であり、法14条2号本文前段の審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、諮問庁が諮問に当たり新たに開示としている情報と同じ内容であることから、同号ただし書イに該当する。また、同様の理由により、これを開示しても、労働基準監督機関における労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番4及び通番10について

当該部分は、審査請求人の代理人である特定社会保険労務士の印影であり、社会保険労務士が業として行った行為に係る印影であることから、法14条2号に規定する個人に関する情報に該当せず、また、審査請求人が知り得るものであることから、これを開示しても当該社会保険労務士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び3号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番5及び通番7について

当該部分は、電話聴取書に記載された被聴取者の職氏名、電話番号であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 2 について

当該部分は、医師の署名又は印影であり、法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法 14 条 2 号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法 15 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法 14 条 3 号イ該当性について

通番 9 は、特定事業場の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これを開示すると当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法 14 条 3 号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法 14 条 2 号及び 7 号柱書き該当性について

通番 1、通番 3、通番 6 及び通番 8 は、特定労働基準監督署の担当調査官が、審査請求人以外の第三者から聴取した内容及び第三者から提出を受けた資料であり、これらを開示すると、被聴取者が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 14 条 7 号柱書きに該当し、同条 2 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法 14 条 2 号、3 号イ及び 7 号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の 6 欄に掲げる部分を除く部分は、同条 2 号、3 号イ及び 7 号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別表の 6 欄に掲げる部分は、同条 2 号、3 号イ及び 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第 3 部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文 書 番 号	2 対 象 文 書 名	3 通 番	4 原処分において不開示と されている部分	5 不開示情報 (法 14 条 該 当 号)			6 開 示 す べ き 部 分
				2 号	3 号 イ	7 号 柱 書 き	
1	調 査 結 果 復 命 書	1	2 頁不開示部分, 3 頁不開 示部分, 4 頁 18 行目, 5 頁不開示部分, 6 頁不開 示部分, 8 頁 17 行目 5 文 字目ないし最終文字, 21 行 目 8 文字目ないし最終文 字, 22 行目 8 文字目ない し最終文字, 23 行目 9 文 字目ないし最終文字, 24 行目 8 文字目ないし最終文 字, 26 行目, 28 行目 4 文字目, 5 文字目, 29 行 目 4 文字目, 5 文字目, 3 0 行目 4 文字目ないし最終 文字, 31 行目 4 文字目, 5 文字目, 32 行目 4 文字 目ないし最終文字, 33 行 目 4 文字目ないし最終文 字, 35 行目, 36 行目, 13 頁最終行 18 文字目な いし最終文字, 14 頁不開 示部分	○		○	
			4 頁 28 行目ないし 30 行 目及び 35 行目, 7 頁不開 示部分, 8 頁 2 行目ないし 13 行目, 14 行目 9 文字 目, 15 行目 9 文字目ない し最終文字, 19 行目, 1 5 頁不開示部分	新たに開示			
2	脳 損 傷	2	① 医師署名部分及び印影部	○			

	又はせき髄損傷による障害の状態に関する意見書		分全て				
		3	② 1 頁の不開示部分のうち、①及び「診断書作成医療機関における初診時所見（主訴及び症状）」を除く部分、2 頁の不開示部分のうち、①を除く部分、3 頁の不開示部分のうち、①を除く部分、7 頁の不開示部分のうち、①を除く部分、8 頁の不開示部分のうち、①を除く部分、9 頁の不開示部分のうち、①を除く部分、11 頁の不開示部分のうち、①を除く部分	○		○	1 頁の「麻痺の範囲等」欄及び「神経因性膀胱障害又は神経因性直腸障害」欄の不開示部分
			③ 1 頁の「診断書作成医療機関における初診時所見（主訴及び症状）」の欄の不開示部分	新たに開示			
3	日常生活状況報告書		1 頁ないし 6 頁の不開示部分	新たに開示			
4	障害の状態に関する申立書	4	2 頁の印影部分、4 頁の印影部分	○	○		全て開示
5	社会行動能力喪失エピソード		-				
6	右片麻痺症状の詳細		-				
7	本人提出資料		-				

8	被災者に関する書面等		-				
9	電話聴取書①	5	① 1頁2行目4文字目ないし最終文字, 3行目5文字目ないし最終文字, 2頁2行目4文字目ないし最終文字, 3行目5文字目ないし最終文字	○			
		6	② 1頁7行目ないし14行目の不開示部分, 2頁7行目ないし13行目(項番を除く。)	○		○	
10	電話聴取書②	7	① 1頁2行目4文字目ないし最終文字, 3行目5文字目ないし最終文字, 2頁2行目4文字目ないし最終文字, 3行目5文字目ないし最終文字	○			
		8	② 1頁7行目ないし11行目の不開示部分, 2頁7行目ないし12行目(項番を除く。)	○		○	
11	電話聴取書③		-				
12	被災者に関する資料等①	9	3頁印影の不開示部分		○		
13	申立書	10	1頁印影の不開示部分	○	○		全て開示
14	被災者に関する資料等②		-				